



広報

まつの

8

月号

August

平成25年

夏本番!! 猛暑が続きますが、
保育園では、園児たちがプール開放に大はしゃぎです。

松野町議会第2回定例会

平成25年第2回松野町議会定例会が、6月17日に招集され、17日と28日に提出議案などが審議されました。主な内容は次のとおりです。

- 報告** 鬼北土地開発公社に関する報告について
株式会社松野町農林公社に関する報告について
平成24年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 承認** 専決処分承認について（平成25年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））
▼ 原案どおり承認されました。
- 議案** 松野町過疎地域自立促進計画の変更について
松野町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について
松野町鳥獣被害対策実施隊設置条例について
松野町消防団条例の全部を改正する条例について
平成25年度松野町一般会計補正予算（第1号）
平成25年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
平成25年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）
平成25年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
平成25年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
▼ 原案どおり可決されました。
- 同意** 松野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
▼ 小林健一氏を選任することが同意されました。
- 意見** 核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書
▼ 原案どおり可決されました

補正予算の概要

平成25年度松野町一般会計補正予算（第1号）

補正額：42,839千円（補正後の予算額：3,008,839千円）

【主な補正理由】

人事異動や昇格、共済費負担率の変更に伴う調整のほか、給与の臨時特例に関する条例の制定により、人件費を全体で6,923千円減額。農林水産業費の林業振興費では、有害鳥獣の捕獲に係る定額補助として、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金5,040千円を計上。商工費の商工総務費に、事務補助員2人分の社会保険料・賃金3,341千円を追加。観光費に、県補助事業を活用したJR予土線駅舎活用事業費2,610千円を計上。土木費の道路新設改良費に、国庫補助金の内示に伴う町道3路線の改良事業費12,000千円を追加。砂防事業費に、県補助金の内示により、2か所分のがけ崩れ防災対策事業費21,764千円を追加。

平成25年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正額：301千円（補正後の予算額：637,301千円）

【主な補正理由】

人件費の調整により、人件費119千円を減額。法改正に伴う国民健康保険税システム改造委託料420千円を追加。

平成25年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）

補正額：△97千円（補正後の予算額：282,903千円）

【主な補正理由】

人件費の調整によるもの。

平成25年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

補正額：△41千円（補正後の予算額：87,959千円）

【主な補正理由】

人件費の調整によるもの。

平成25年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正額：105千円（補正後の予算額：678,105千円）

【主な補正理由】

人件費の調整によるもの。

一般質問

赤松 紀幸 議員

養豚事業進出計画について

上家地農地開発団地（57, 551㎡）の農地は、平成11年に「財団法人 えひめ農林漁業担い手育成公社」が67, 890千円で取得、保有されており、町が将来的に買い取りをし、費用負担をしなければならぬという義務はないとのこと。

しかし、町内の農地であり、基幹産業である農業振興による地域活性化のためにも、新たな担い手の確保及び利活用については、「えひめ農林漁業担い手育成公社」の施策に対して、町としても積極的に協力していく必要がある、と町長は平成20年12月定例会の一般質問で答弁されています。

そして、平成23年4月に担い手育成公社を通して養豚事業者から、当初は上家地団地に、変更後は陣ヶ森団地に、町内の間伐材や廃材等を粉碎し、オガクズ等の敷き料として有効活用する養豚事業に取り組み、上家地団地や陣ヶ森団地等の農地開発団地では、養豚事業の副産物である堆肥を活用した野菜の大型有機農園を営み、地域循環型農業生産を目指すとともに、約26名程度の雇用の創出を図るため、農地を取得したい旨の協力要請を受け、様々な経緯を経て今日に至っております。

そこで、次の事項について伺います。

- ① 上家地団地から陣ヶ森団地まで、養豚事業進出に係るこれまでの経緯について
- ② 本事業の現状について
- ③ 養豚事業や上家地団地に対する今後の取り組みについて

町長答弁

本町陣ヶ森団地に計画されている養豚事業、野菜生産事業については、雇用の創出、遊休農地の活用、森林資源の保全など多方面で効果が期待でき、地域の活性化に大きく寄与する事業であると思われれます。このため、行政としても、計画実現に向けて可能な限り支援をしたいと考えており、地元豊岡後部落や関係機関と協議、調整を行っているところです。

① 上家地団地から陣ヶ森団地まで、養豚事業進出に係るこれまでの経緯について

上家地部落内には、「財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社」が一時的に所有している約5・8haの農地があり、これを農業振興のために活用すること、つまり新しい担い手を確保することが松野町にとっても緊急の課題となっております。

このため、担い手公社が関係機関から情報を収集し、西予市に本社がある株式会社太陽ファームに進出を要請しました。その後、上家地部落に対して町の主催で説明会を3回開催し、また、地元住民の皆さんにも太陽ファームの農場の視察へ参加してもらい、理解と協力を要請しました。

その結果、上家地部落の大半の賛成の意見を得たものの、近隣の住民から悪臭や騒音に対する心配が寄せられ、下流域となる四万十市西土佐地区の根強い反対意見もあつたことから、平成23年の年末の段階で、説得には今後かなりの時間を要すると判断しております。

そのような状況の中、代替案として陣ヶ森団地に養豚団地を誘致し、上家地の当該農地は野菜畑として賃貸借により使用するとアイディアが担い手公社から出され、関係者で協議した結果この方針を進めることとなり、現在に至っております。

② 本事業の現状について

養豚事業進出にかかる地元の同意というところで、難航しております。行政として、地元の同意が得られないところに無理に養豚事業を誘致することはできません

し、また、太陽ファームも地元での円満な受け入れ態勢ができてはじめて進出するとの考えです。

このため、豊岡後部落の臨時総会で同意をもらうか決定することとしておりましたが、総会開催の条件などで行き詰っている状況です。先週の11日には、正副議長さんに同席してもらい、太陽ファームの本田社長とも今後の対応を協議し、地元の区長さんとも担当課を通じて解決策を探っているところですが、一民間事業者の営利活動であるという側面もあるため、行政として、行動に限界があるのも事実です。

③ 養豚事業や上家地団地に対する今後の取り組みについて

現在、産業振興課と農業支援センター、県の農業指導班、農林公社、農協による農地開発団地再生プロジェクトを立ち上げ、全町的な農業振興の方向性を検討しております。本町には、上家地団地をはじめ県営農地開発団地で開墾した団地が16カ所、合わせて111haの優良農地がありますが、残念ながら現在その約1割が耕作放棄地となっており、このままではその面積が年々増加していくと危惧しております。

本町の農業の未来を考えた時、この農地開発団地の再生なくしては明るい展望を開くことはできないと強く認識しており、その有効な解決策のひとつとして養豚事業、野菜生産事業も位置付け、可能な限りの支援を継続したいと考えております。

また、もうひとつの柱となる対策として、特産品のブランド化による6次産業の推進を図っているほか、和菓子製造会社源吉兆庵との提携による原材料供給、高齢者向けの新規軽量作目の導入など、さまざまな施策を複合的に連携させて、あらゆる手段で農地開発団地の再生に取り組んでいくつもりです。生産農家の高齢化と担い手不足、野生鳥獣による被害の増大、農産物価格の低迷と生産経費の高騰など、中山間地域の農業を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、本町の基幹産業である農業を守り農地を次の世代に引き継ぐため、最大限の努力を傾注したいと考えております。

修復された裁許絵図が特別公開さいきよえず

目黒山形関係資料のうち「裁許絵図」が修復、特別公開され、6月27日(木)には修理成果報告会が行われました。

目黒山形関係資料は、吉田藩目黒村と宇和島藩二郎丸村(現在の豊岡)の山境争論の幕府裁許の過程で、寛文5年(1665年)に製作されたものです。江戸時代前期の立体地形模型としては、極めて精度が高く、争論、製作、保管管理に関する文書記録類も一括して伝えられている点で、貴重な学術資料であると評価されています。地理学・測量技術史上、法制史上特筆されたものとして、2007年には、歴史資料部門で県内初となる国の重要文化財に指定されました。

今回修復された裁許絵図は、寛文5年に幕府の評定所において両村の境界を新たに定め、墨線を引いて寺社奉行らが捺印し、判決文である裏書を記して目黒村に与えた絵図で、山形模型と並んで歴史上貴重な資料とされています。



目黒村とその北の二郎丸村の山境争論は、明暦4年(1658年)春におこり、両藩の対立にまで発展しました。寛文4年3月6日、目黒村の庄屋、長左衛門は江戸へ出て幕府に訴え、同年8月に幕府から絵図、山形を作ることを命じられました。

翌年8月には山形が完成して、江戸にもたらされ、10月には幕府から裁許が申し渡されました。裁許絵図は、その際に幕府から判決としてもたらされたもので、その修復には、つぎはぎの紙を取り除き、分解して、裏紙補強と補色作業をして、しわを伸ばし、接合をやり直すなど、気の遠くなるような繊細な作業が行われたようです。

目黒山形模型は、争いの地域を立体的にあらわした木製の模型で、6個に分割できるのが特徴です。各部分は一材から標高にあわせて彫りこまれ、裏は内割り¹が施されています。表面は、胡粉が塗られ、山は緑、耕作地などは黄土色に彩色、樹木や人家が描かれ、道は朱色の線、河川は藍色の線であらわされ、谷や尾根には地名などが書込まれています。貼紙もわずかに残っており、保存状態もよく、当時の技術力の高さを現代に伝える重要な資料となっています。

また、敷絵図は、模型の下に敷いて周辺の地理を示す絵図で、山形と敷絵図が一体として現存する例はほかになく、この模型の特徴となっています。

目黒山形関係資料は、目黒ふるさと館で公開されています。裁許絵図については、管理が難しいことから、常時公開はされていませんが、温度や湿度の状態をみて、特別に公開されることもあるようです。

松野町が誇る歴史的資料です。皆さんも是非、ご覧ください。

職域対抗レクバレー大会

6月22日(土)に町内の職域から7団体10チームが参加し、レクリエーションバレーボール大会が行われました。

この大会は、松野町体育協会の主催で毎年行われているもので、会場となったスポーツ交流センターでは、汗と笑いの吹き出すなか、熱戦が繰り広げられました。

それぞれのチームは普段気心の知れた仕事仲間。自慢のチームワークで和気あいあいと試合を行い、会場を盛り上げました。

今回、見事に優勝を勝ち取ったのは、ライフまつつのチームです。



6/22

【試合結果】

優勝
準優勝
3位

ライフまつつのA
ライフまつつのB
フレンドフレンド

【参加チーム】

フレンドまつつの
ライフまつつの
キョクヨーフーズ
レインボープラス
郵便局
商工会青年部
伊予銀行

伊予美人ライブ開催



7/5

伊予美人ライブが、7月5日に元「伊予美人」正木本店の酒蔵で開催されました。

この伊予美人ライブは、酒蔵という空間の中で本格的な音楽を身近で味わうことのできる機会を提供しようと、町内外の有志が実行委員会を立ち上げ、企画・運営を行うもので、今回が20回目になります。

今回はバロックハープ奏者の「西山まりえ」さんが、歌手の「萩森花菜」さんをゲストに迎え、『朧月夜』ほか12曲を演奏し、幻想的なハープの音色を聴かせました。

西山さんは、東京音楽大学ピアノ科を卒業し、同大学の研究科チェンバロ科を修了後、イタリアやスイスに留学、中世の音楽を学び、日本人では類を見ないヒストリカル・ハープ奏者として高い評価を得ています。

また、ゲストの萩森さんは宇和島市出身で、現在は作曲家・杉本龍之氏のアンサンブルグループのメンバーとして多方面で活躍しています。

西山さんが無数の弦から放つ音色は、萩森さんの美しい歌声と相まって、酒蔵をより幻想的な空間に変え、訪れた80名の入場者をうっとりさせせていました。

8月24日には、酒蔵で初の「映画鑑賞会」が開催される予定です。松野町の歴史を物語る酒蔵での様々なイベントに、これからも期待しましょう。

人権の広場



中学校で思春期教室開催

6月30日、松野中学校で「思春期教室」が開催され、生徒や関係者150人が参加しました。

今回は、大分県久住町社会福祉法人「かぼちやの国」の茅野明氏を招き、一人芝居『冬の銀河』を公演しました。

この一人芝居は、茅野氏の友人であった草伏村生さんの著書『冬の銀河』と闘うある血友病患者の訴え』をもとに、草伏さんや草伏さんの仲間たちの状況、社会の状況などを取り入れ、歌や語りを織り交ぜながら構成されたものです。

原作者である草伏村生さんは、血友病の治療のために使った血液製剤によって、HIVに感染しました。その後、HIVの運動を地道に続け、「感染者だつて生きていたい、働きたい、結婚したい、子どもを育てたい、そんな普通のことができない社会にするために生き抜いて訴え続けたい。」と活動してきましたが、残念ながら1996年10月25日に亡くなりました。

HIV訴訟は、1996年3月、国と製薬会社が自分たちの過ちを認め、和解が成立されましたが、いまだにエイズについての誤解や、偏見が残っているのが現状です。

いのちとは…、生きるとは…、共に生きる社会とは…。この一人芝居を通して、人が人として生きるために何が大切なのか、考えるきっかけになったのではないのでしょうか。



まちの投句箱

葛句会 六月例会句会（窪川吟行）

於 四万十町農村環境改善センター

6月19日(水)、葛句会の6月例会として窪川吟行が行われました。予土線利用促進も兼ねた今回の吟行は松丸から窪川まで車で往復し、車窓から見えたもの、感じたものを俳句に詠み、四万十町農村環境改善センターで句評を行うというものでした。参加者は片道約1時間半の汽車の旅を楽しみながら俳句を作りました。

- 蟬鳴きて島影遠き河口かな 伊藤 富子
 一日の旅を土佐路や夏の蝶 岡本 京子
 久に乗るローカル線や杉木立 金谷 恵子
 万緑や鉄道は無人駅ばかり 金谷 重子
 あじさいや停車みじかき無人駅 金谷 文恵
 母の香のそつとたたみ夏夜 駒山 忠夫
 合歡の花伊予と土佐との国境 谷 きよし
 四万十川を串差しにして夏列車 布 久光
 四万十川の平家伝説栗の花 布 康江
 昭和から大正駅へと梅雨の旅 ひのたいら
 雑草をこぞとばかりひっこ抜く 古谷 香
 山枇杷や大正昭和が駅の名に 宮崎きくを
 手に囲む螢の鼓動伝わりぬ 山下スミ子

吉野句会 六月例会句会 於 吉野生公民館

ひとり居のひとりに廻る扇風機

みどり子に占領さるる夏座敷

赤松 午子
 稲谷キミ子

家電ゴミ山と集めて梅雨晴れ間

上田みち子

川沿ひの葉桜並木雨しとど

岡本 三葉

鼻歌で空き缶拾ひ梅雨晴れ間

菊澤 大和

青田風ペダル踏む子もまばらにて

竹内サグ子

俳句のポスト投句作品優秀句 六月投句分

佳作

《虹の森公園》

柿若葉そよぐ旧家の古瓦

松野町 駒山 忠夫

母偲びこねて楽しや柏餅

松野町 駒山 忠夫

昼顔や園児迎える母の傘

鬼北町 中尾 正

《インターネット投句》

ふるさとの無人駅舎や落とし文

松野町 谷 きよし

芝 五鈴さん
1947年8月24日生まれ (66歳)

森野友理枝さん
1992年8月24日生まれ (21歳)

松丸で歯科医院を営む、歯科医の五鈴さんと、歯科助手の友理枝さんは二人とも8月24日生まれ。誕生日には、職場で誕生会を開くそうです。

【芝五鈴さんのコメント】
父の後を継いで、もう30年です。友理枝ちゃんとの年の差45歳。えっ!!私もついこの間まで20代だったのに…いつの間にか、ジェ〜ジェ〜ジェ〜!!

【森野友理枝さんのコメント】
今年の夏は、絶対海に行くぞ〜!



集まれ! 8月生まれ!

広報まつのでは年齢・性別を問わず、誕生日の町民をどんどん紹介していきます!

今月は、同じ職場で同じ誕生日のお二人を紹介します。

9月 10月 生まれの町民募集!

本コーナーに掲載を希望される方は、総務課広報担当までお気軽にご連絡ください。

※紙面の都合により掲載できない場合もありますのでご了承ください。

【問合せ先】 ☎42-1111 (内線221)

あじの南蛮漬け (6人分)

ぜんごあじ	24尾	合わせ酢	
かたくり粉	適量	〇酢	100cc
揚げ油	適量	〇しょうゆ	大さじ1、2/3
玉ねぎ	小1個	〇砂糖	大さじ1、1/2
ねぎ	少々	〇みりん	大さじ1、1/2
		〇酒	大さじ1、1/2
		〇水	100cc
		〇赤唐辛子	1/2本



① 種を除いて輪切りにした赤唐辛子と、合わせ酢の調味料を混ぜ合わせ、ひと煮立ちさせて冷ます。

② ぜんごあじは、包丁で腹に切り込みを入れ、内臓を包丁で出す。(頭を切り落とし、内臓を取ってもよい)

③ ②のあじを水洗いして水を拭き取り、かたくり粉をまぶして、140〜150℃の油で、骨に火が通るまでじっくり揚げる。

④ あじが揚がったら、①の合わせ酢に漬け、味をなじませる。

⑤ 上から、せん切りした玉ねぎと小口切りにしたねぎを散らす。



ふるさとの味、作ってみよう! 『夏編』
〜エロンおばさんが伝えていきたい一品!〜

お誕生おめでとうございます!

(敬称略)

(住所) (保護者) (出生児) (性別)
富岡 西川 典広 楓真 男
久美 男
健やかな成長をお祈りいたします。

お悔み (敬称略)

(住所) (死亡者) (享年)
富岡 岡本多美枝 83歳
蕨生 八十島正光 90歳
吉野 稲谷タカ子 74歳
ご冥福をお祈りいたします。

ご寄付お礼 (敬称略)

☆社会福祉協議会へ
両田 幹男 松野町
岡本 昇 松野町
八十島慶吾 松野町
ありがとうございます。

町の人口

平成25年6月30日現在
※外国人を含みます。

世帯数 2,034世帯(+4世帯)

総人口 4,359人(-4人)
男2,045人 女2,314人
(6月中の異動)

〇出生 1人 〇死亡 4人
〇転入 15人 〇転出 17人

農地を賃借する場合は農業委員会に申請しましょう

農地を耕作するために、土地を譲り受ける、もしくは借り受けるためには、農業委員会の許可を受けなければなりません。

農地の権利移動を行うためには、農地法による許可申請のほかに、農業経営基盤強化促進法による方法があります。

農地法第3条の規定による賃借の場合、期間の満了時に農地などの返還を求めたい場合には、原則として期間満了の1年前から6ヶ月前までの間に、相手方に対し更新拒絶の通知を行う必要があります。

この通知を行わないと、期間の満了時に従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借したものとみなされます。そのため、貸した農地が戻ってこないのではないかと不安から、農地の貸し手が消極的になってしまい、規模拡大を希望する意欲のある農家にとって不利に働いてしまつたという事例もあります。

そこで、効率的かつ安定的な農業経営者を育成するという目的で、農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化などを進めていく意欲のある農業経営者を総合的に支援するために、平成5年に農業経営基盤強化促進法が制定されました。

この法令に基づいて農地の利用権設定をする



ことにより、農地法の許可を受けずに農地の賃借契約等が可能となりました。

農業経営基盤強化促進法に基づく申請により契約した農地は、期限が来ると貸し手に農地が返還されることになっていくため、貸し手も安心して契約することが出来るようになりました。

そのため、現在は賃借による農地の権利移動については、農業経営基盤強化促進法に基づく申請が大半を占めています。

農業経営基盤強化促進法に基づいて農地の権利移動をするためには、愛媛県の策定する基本方針に即し、松野町の実情を踏まえて策定した農政推進のための目標を取りまとめた農業経営基盤強化促進基本構想に基づいていることが必要となります。詳細な農業経営基盤強化促進基本構想の内容については、農業支援センターもしくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

当事者同士だけで農地を賃借することは、違法行為であるため権利が保護されません。また、問題が生じても、農業委員会が仲介する事も出来ません。

また、農業委員会としても町内の正確な営農状況等を把握出来なくなるため、適切な指導や相談に支障を及ぼす恐れもあります。そのため、農地の賃借をする場合は、必ず農業委員会に申請をしてください。

農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画作成申出書の様式や記入例などについては農業委員会事務局に備え付けているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

農地の賃借等について不明な点がございましたら、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】 松野町農業委員会事務局

産業振興課農業支援センター

☎ 42・2227

各種無料相談所の開設

行政相談

【日時】 8月12日(月) 午前10時～正午
【場所】 町民センター 婦人室
【内容】 行政に関する苦情や要望
【相談員】 行政相談員(有馬節男)

心配ごと相談

【日時】 8月12日(月) 午前10時～正午
【場所】 町民センター 老人室
【内容】 心配ごと相談
【相談員】 民生児童委員

人権相談

【日時】 8月12日(月) 午前10時～正午
【場所】 町民センター 老人室
【内容】 人権相談
【相談員】 人権擁護委員

平成25年度危険物取扱者試験

試験

【試験日】 平成25年10月27日(日) 10時～
【会場】 県立吉田高等学校

【願書受付】 県立八幡浜工業高等学校 他
書面申請 9月2日(月)～9月12日(木)
電子申請 8月30日(金)～9月9日(月)

【試験種類】 甲・乙・丙種の全種類
(吉田会場は乙種第4類と丙種の2種類)

【受験料】 甲種Ⅱ5,000円
乙種Ⅱ3,400円
丙種Ⅱ2,700円
消防本部・各分署

【受験願書準備講習会】

【日時】 9月20日(金)～9月21日(土)

※いずれも9時から午後4時まで
宇和島地区広域事務組合消防本部

【会場】 4階大会議室
【受講料】 会費Ⅱ6,300円
非会費Ⅱ8,800円

【テキスト代】 法令 1,400円
実務 1,400円

【問合せ先】

問題集 1,400円(乙種4類の場合)
宇和島地区広域事務組合消防本部予防課内
宇和島地区危険物安全協会事務局
☎ 0895・22・7501

8月から『特別警報』の発表を開始します

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。今回、より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害による危険性が非常に高まっていることをお知らせし「特別警報」を発表します。特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」、我が国の観測史上最高の潮位を観測した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨などが該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の場合や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keho/index.html

【問合せ先】気象庁 松山地方気象台防災業務課
0809・9333・3610

B型肝炎訴訟説明会のお知らせ

B型肝炎訴訟広島弁護士会では、予防注射での注射器等の回し打ちによるB型肝炎ウイルス感染被害の和解金受取手続等について、以下の日程で説明会を開催します。

説明会では、和解金支払等の救済を受けるための条件や手続について説明します。B型肝炎救済手続に参加を検討されている方、手続について疑問・質問等がありましたら遠慮なく参加ください。予約不要、途中参加可、参加無料です。

【日時】8月4日(日) 午前10時～ 1時間程度

【場所】宇和島市総合福祉センター 3階女性研修室
(宇和島市住吉町1-6-16)

【問合せ先】全国B型肝炎訴訟・広島弁護士会事務局
0802・2233・6589
http://www.kanhioshima.net/

防犯協会からのお知らせ

子どもの水の事故防止について

夏は、水遊びや水泳等、水に親しむ機会が増え、水の事故も増える時期です。防犯協会では、地域の皆さんに協力していただき、水の事故防止のために、河川等に危険を知らせる赤い旗を設置しています。**水難事故を防止するために次のことを心がけましょう**
保護者の皆さんへ

- 子どもに危険な場所を教え、子ども達だけでは行かせない。
- 一緒にいても油断せず、子どもから目を離さない。
- 子どもが他の家の人と泳ぎに行く時は必ず、行き先・帰宅時間・同行者を確認する。
- 事故を未然に防ぐため、子どもに「河川は、急に水かさが増したり、流れが速くなる」ことなど、水の怖さを教える。
- 地域の皆さんへ**
- 危険な場所や遊んでいる子どもを見かけたら声を掛けてやめさせましょう。
- 地域ぐるみで、河川、用水路やため池などの危険箇所を点検し、危険防止措置を図るよう管理者などに申し入れましょう。



この旗のあるところでは遊ばないようにしましょう！

少年の健全育成について

少年の非行には、何らかのサインがあるものです。日頃から子どもとの会話を大切にし、変化を見逃さないようにしましょう。

- ★嘘をついたり、落ち着きがなくなる。
- ★言葉遣いが悪くなったり、服装や持ち物などが派手になる。
- ★隠れて飲酒や喫煙をする。
- ★夜間の外出や無断外泊、行き先を言わずに外出する。

子どもの健やかな成長は、家族や地域全体の願いです。

社会のルールを守って、社会の一員としての役割を果たせる大人になるよう、家庭だけでなく地域も一体となって守り育てましょう。

8月は「電気使用安全月間」です

夏は水を使う機会が多いうえに、暑さで汗をかきやすくなるため感電事故が多く発生しています。ぬれた手でプラグやスイッチをさわると感電するおそれがあります。



電気製品を扱う時は、忙しい時でも、手をよくふいてから取り扱う習慣をつけましょう。

テーパータップを使って、いくつもの電気器具を同時に使っていませんか。この状態をタコ足配線といいます。テーパータップのコードは、流れる電流量に制限があります。

タコ足配線は、コードが過熱して火災の原因になることがあります。器具が増えたらコンセントを増やしましょう。



一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに

保険料の一部免除

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので、注意が必要です。

保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末までに納付しなければなりません。そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。

8月の森の国行事予定表

日	曜日	予 定	当……休日当番医 可……可燃物回収日	大……粗大ごみ、小型家電回収日 不……不燃物回収日 古……古紙類回収日
1	木			不松丸・吉野・蕨生・奥野川
2	金			可葛川以外町内全域 古松丸・吉野・蕨生・奥野川
3	土	滑床まつり（ファミリーアドベンチャー）		
4	日	滑床まつり（ファミリーアドベンチャー）	当二宮整形外科☎25-8600 当田中循環器科内科☎22-0504	当山下小児科☎23-0055 当溜尾整形外科医院☎52-3133
5	月			可葛川以外町内全域
6	火	目黒地区健康診査（受付：7時30分～11時00分 松野南小学校）		不豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
7	水	目黒地区健康診査（受付：7時30分～11時00分 松野南小学校） 乳幼児健診（受付開始：13時00分 松野町保健センター）		可上家地以外町内全域 古豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
8	木			不松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
9	金			可葛川以外町内全域 古松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
10	土			
11	日	当加藤整形外科☎22-7111 当和壺町松浦内科☎23-1610	当やくしじこどもクリニック☎24-1386 当橋本内科クリニック☎52-0808	
12	月			可葛川以外町内全域
13	火	森の国の夏祭り		不豊岡・延野々・富岡・目黒
14	水	吉野生地区夏祭り 目黒地区夏祭り		可上家地以外町内全域 古豊岡・延野々・富岡・目黒
15	木			ゴミ収集休み
16	金			可葛川以外町内全域 古松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
17	土			
18	日	当小川クリニック☎23-3599 当宇都宮内科胃腸科☎25-7228	当こおり小児科☎24-5633 当永井内科医院☎32-6688	
19	月			可葛川以外町内全域
20	火			不豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
21	水			可上家地以外町内全域 古豊岡・延野々・富岡・目黒
22	木			不松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
23	金	乳がん検診・骨量測定（受付：9時30分～15時30分 松野町保健センター）		可葛川以外町内全域 古松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
24	土	伊予美人酒蔵映画界		
25	日	分館対抗スポーツフェスティバル	当上甲外科クリニック☎25-5811 当松浦循環器科内科☎25-5858	当こぼやし小児科☎23-1150 当口羽外科胃腸科医院☎32-5000
26	月			可葛川以外町内全域
27	火	第1回戦国の食学習会（19時00分～ 町民センター研修室）		不豊岡・延野々・富岡・目黒
28	水			可上家地以外町内全域 古豊岡・延野々・富岡・目黒
29	木			不松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
30	金			可葛川以外町内全域 古松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
31	土			